

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市マイナンバーカードセンター運営業務
発 注 課	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課
選 定 事 業 者	キャリアリンク株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
マイナンバーカードセンター(以下、「カードセンター」という。)は、マイナンバーカードの普及促進及び市民の利便性向上を目的として令和3年8月26日に開設し運営を継続している。 カードセンターの運営については業務委託を実施しているが、その経費については、予算の全額を国からの補助金を財源としているため、次年度の補助金の見通しが確認できなければ運営継続可否の判断が困難であるが、当該補助金の状況が確認できる時期が例年12月末頃、その後の市議会における補正予算案（債務負担行為設定）に係る議決は2月頃となる。 その結果、競争入札の事務手続きに係る期間のほか、カードセンター及びコールセンター運営に係る人材の確保と研修の実施、予約受付に係るシステム構築、新旧事業者間の事業引継等に必要な期間の確保が極めて困難であり、競争入札になじまない。 また、現受託者である上記事業者は、カードセンター開設当初から現在まで、カードセンター及びコールセンター運営、予約受付等の事務を緊密に連携させながら適切に業務を遂行しており、本件業務の遂行に必要な人材及びノウハウを有しているほか、当該事業者以外に委託する場合と比べて、人材教育、コールセンターの新規開設、予約受付に係るシステム新規構築等の開設準備に係る期間の短縮や費用負担の節減効果が見込まれる。 上記の理由から、本業務に係る業務委託については、競争入札に付するよりも有利であると認められることから随意契約とすることとし、当該業務について円滑かつ効率的な遂行が期待できる上記事業者を随意契約の相手方として選定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）